

# 共創コミュニティ創出支援事業委託業務仕様書

## 1. 業務目的

- (1) 本市産業の活性化のためには、地域発のスタートアップ（※1）の創出や地域事業者による新規事業の創出を促進することが必要である。このため本市では、令和3年10月に産学官が連携して発足した東三河スタートアップ推進協議会へ参画する等、スタートアップや地域事業者による新規事業が生まれ育つ環境整備、すなわち、地域に適したイノベーション・エコシステム形成に取り組んでいる。
- (2) 本市が目指すエコシステム形成のためには、地域内外のスタートアップ、新規事業創出や業務課題解決に積極的に取り組む地域事業者、VC、エンジェル投資家、金融機関、大学研究者、支援機関等が、相互の関係を深め、本地域発の新たなビジネスの創出に向けた連携、支援、切磋琢磨が生まれるコミュニティづくりに取り組む必要がある。
- (3) 当地域ではスタートアップの事業成長に重要な資金調達においては、投資家等と接する機会が乏しく、準備段階から相談できるような環境が必要である。製品開発においては、地域事業者等との実証や協業などの連携を促進する必要がある。また、地域事業者においては、昨今の変化の激しい経営環境の中、スタートアップ等の革新的な技術やアイデアを取り入れる共創が、新規事業開発や業務課題解決の有効な手段として関心が高まっており、これを促進する必要がある。以上から、本事業ではスタートアップ、地域事業者それぞれに対し、これらを学び実践する場を提供し、成功事例の創出に取り組む。
- (4) 本業務は、上記（1）をふまえて（2）、（3）を推進することで、スタートアップと地域の事業者等が共創により共に発展し、地域発のイノベーションを起こすことを目的とするものである。

※1 スタートアップ：AI、IoTなどの最先端の技術を活用し、革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指す企業

## 2. 業務内容

これまで本事業では、地域内外のスタートアップ及び地域事業者向けに、それぞれ勉強会の開催や地域外のエンジェル投資家やVC等の呼び込み、地域事業者とスタートアップによる共創を促進するピッチイベントを開催するなどして、本市発のスタートアップの育成、地域外の人材の呼び込みや地域事業者の巻き込みを進めてきた。

令和7年度は、スタートアップ等との共創により新規事業創出や業務課題解決に取り組む地域事業者の成功事例を増やし、地域に波及させていくために、共創の実践を支援する仕組みづくりに取り組んだ（※2）。

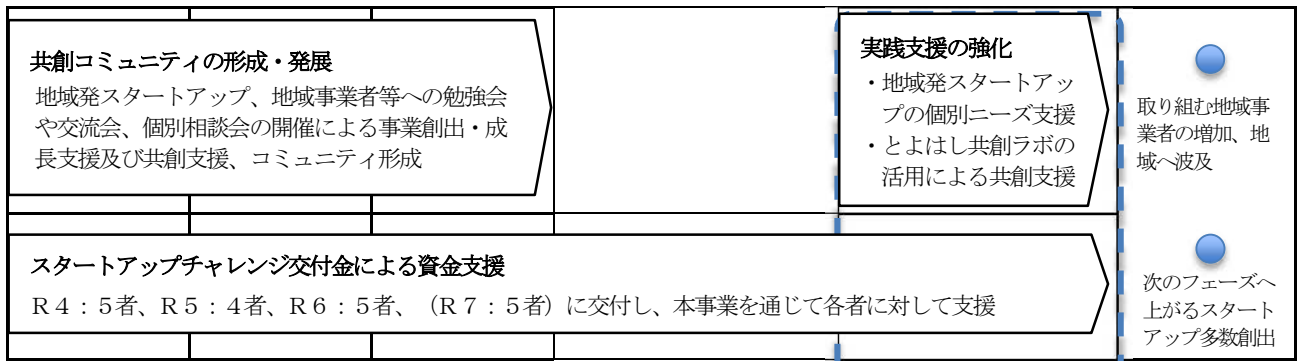
本年度は、この仕組みの活用による地域事業者における成功事例の創出に重点を置きながら、以下の業務を実施する。なお、受託者は独自のネットワークに加え、東三河スタートアップ推進協議会、本市の首都圏活動メンバー、STATION Aiなど地域内外の関係機関とも連携を図り、本地域で事業成長を目指す可能性のあるスタートアップや地域内外の事業者、VC、エンジェル投資家、金融機関、大学研究者、支援機関などの情報提供や発掘、呼び込み、交流の促進を積極的に行い、コミュニティの充実に努めること。

※2 地域事業者の共創の実践を支援する仕組みとして、地域事業者が新規事業創出や業務課題解決のためにスタートアップ等と連携したい内容を掲載し、技術やアイデアを持つ全国のスタートアップ等が応募することで、両者のマッチングを行うことができるウェブサイト「とよはし共創ラボ」を開設した。

R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度～
-------	-------	-------	-------	-------	--------

### 実践支援

- ・地域発スタートアップの個別ニーズ支援
- ・とよはし共創ラボの開設による共創支援



(1) 地域で事業成長を目指すスタートアップの創出・成長支援

本地域で事業成長を目指すスタートアップに対して支援を行うこと。支援にあたり専門家等を活用し、その紹介や招聘等に費用が発生する場合の支払いは、本事業費のなかで受託者にて行うこと。

① スタートアップのニーズに合わせた支援

過去2年間のスタートアップチャレンジ交付金（※3）の採択者を中心に、本地域で事業成長を目指すスタートアップに対し、ニーズに合わせて相談機会や助言、情報の提供を行うこと（20件程度面談を実施すること）。

② 資金調達等につながる機会の提供

地域で事業成長を目指すスタートアップに対し、地域外の複数のVCや投資家、専門家などによるメンタリングを受けられる機会を2回程度開催すること。また、そうした人材と本地域との関係構築を促すこと。

※3 スタートアップチャレンジ交付金：本市で事業創出を目指すスタートアップに対し、事業創出を後押しするため、本市より上限250万円で交付を行う。

(2) 地域事業者が新規事業創出や業務課題解決のために、スタートアップ等と共創できる仕組みの構築・実践支援

地域事業者に対し、新規事業創出や業務課題解決の手段としてスタートアップ等との共創（オープンイノベーション、ベンチャークライアントモデル等）を学び実践する機会を提供すること。

- ① スタートアップ等との共創により新規事業創出や業務課題解決に取り組む地域事業者の共創テーマの随時掲載、提案の募集、マッチングまで行うことができるウェブサイト「とよはし共創ラボ」を令和8年8月1日に立ち上げられるよう制作し、管理運営すること（※4）。
- ② 新たな地域事業者を巻き込むため、地域事業者への声掛け、掘り起こしを行うこと。
- ③ スタートアップ等と共創する意義や考え方、手法を学ぶセミナーやワークショップ等を開催すること。
- ④ セミナー等に参加した地域事業者や問い合わせ等で個別にニーズを把握した地域事業者に対し、ウェブサイトへ掲載する共創テーマの作成支援を行うこと。
- ⑤ 地域事業者の共創テーマに対して、広くスタートアップ等からの提案を募集すること。スタートアップ等からの提案募集を促進するため、IVS 2026へ本市として出展すること（※5）。
- ⑥ スタートアップ等からの提案内容及び地域事業者の意向を確認し、面談の調整を行うこと（40件程度面談を実施すること）。
- ⑦ マッチング及びプロジェクト組成の支援を行うこと。
- ⑧ 地域への波及を目的に、本事業を通じて生まれた成果の発信等を行うイベントを企画・開催すること。

※4 令和7年度以前のウェブサイトに掲載されていた内容やロゴ、ドメイン等については、本市からの情報提供に基づき引き続き掲載すること。また、事業終了時には本市へウェブサイトの管理運営を引き継ぐこと。

※5 令和8年7月1日（水）～7月3日（金）に京都市勧業館「みやこめっせ」他にて開催される予定の国内最大規模のスタートアップカンファレンスである「IVS 2026」に出展する（会期中1日）。出展の申し込みは本市にて行うが、出展費用は本業務の経費に含まれるため、支払いは受託者にて行うこと。

(3) その他関連業務

- ① 事業実施計画書の作成（契約締結後速やかに）
- ② 本市地域イノベーション推進室との定例ミーティングの開催（議事録作成も行うこと）
- ③ SNS等を活用した効果的な情報発信
- ④ 事業関係者との連絡調整、費用の支払い（謝金・旅費、会場への使用料等の支払い）
- ⑤ 本事業をより効果的に実施するため、スタートアップ関連の他事業との連携を図ること

3. 目安となるスケジュール（契約締結日から令和9年3月31日まで）

名称	R8年度 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域で事業成長を目指すスタートアップの創出・成長支援	→									
				★ ニーズに合わせた支援（相談、助言、情報提供）					★	
			VC等集合メンタリング会						VC等集合メンタリング会	
地域事業者が新規事業創出や業務課題解決のために、スタートアップ等と共創できる仕組みの構築・実践支援	→									
	★ ウェブサイト「とよはし共創ラボ」の製作			★ 「とよはし共創ラボ」の運営管理 ・掲載地域事業者募集 ・掲載テーマ作成支援 ・スタートアップの募集 ・提案内容の確認、面談調整 ・マッチング及びプロジェクト組成支援						
		★ IVS2026		★ セミナー		★ ワークショップ				★ 成果発表会
その他関連業務	→									
	● 事業実施計画書提出						週1回程度の定例ミーティング			
										● 実績報告書提出

4. 成果物の納品

本業務終了時に、下記の内容等をまとめた実績報告書を電子データで令和9年3月中に本市へ提出すること。

- ・ 業務内容（1）、（2）の実施内容及び結果  
マッチング成功事例など、具体的に内容わかるように記載すること。なお、（2）においては、ウェブサイトに掲載した情報をすべて本市にデータで提出すること。

5. 役割分担

本事業の役割分担は以下を想定している。

※本役割分担はあくまで想定であるため、状況に応じて柔軟に対応すること。

事業内容	事業者	市	備考
<b>(1) 地域で事業成長を目指すスタートアップの支援</b>			
① スタートアップのニーズに合わせた支援	○	△	
② 資金調達につながる機会の提供	○	—	
<b>(2) 地域事業者が新規事業創出や業務課題解決のために、スタートアップ等と共創できる仕組みの構築・実践支援</b>			
① ウェブサイト「とよはし共創ラボ」の製作・管理運営	○	—	
② 新たな地域事業者を巻き込むため、広く地域事業者へ声掛け、掘り起こし	○	△	
③ スタートアップ等と共創する意義や考え方、手法を学ぶセミナーやワークショップ等の開催	○	—	
④ セミナー等に参加した地域事業者や問い合わせ等で個別にニーズを把握した地域事業者に対し、掲載テーマの作成支援	○	—	
⑤ 地域事業者の掲載テーマに対して、スタートアップ等からの提案募集	○	△	本市の首都圏や STATION Ai 等のネットワークも活用する
⑥ スタートアップ等からの提案内容及び地域事業者の意向を確認し、面談調整	○	—	
⑦ マッチング及びプロジェクト組成の支援	○	—	
⑧ 本事業を通じて生まれた成果の発信等を行うイベントの企画・開催	○	—	
<b>(3) その他関連業務</b>			
① 事業実施計画書の作成	○	—	
② 本市地域イノベーション推進室との定例ミーティングの開催（議事録作成も行う）	○	△	
③ SNS 等を活用した効果的な情報発信	○	△	
④ 事業関係者との連絡調整、費用の支払い（謝金・旅費、会場への使用料等の支払い）	○	—	
⑤ 本事業をより効果的に実施するため、スタートアップ関連の他事業との連携を図ること	○	△	市は、関連他事業の進捗や状況等を共有
⑥ 実施報告書の作成	○	—	

△は協力して行うもの

## 7. その他業務実施に係る要件

- ① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ② この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。
- ③ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ④ 「本市情報セキュリティに関する基本方針」（本市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ⑤ 成果物の作成には、本市の指定するファイル形式を使用すること。
- ⑥ 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その決定に従うこと。